

# びわこ学院大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## びわこ学院大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、びわこ学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「地域に貢献する人材の育成」を基本理念として、学則に具体的かつ明確に定められており、平易で簡潔に文章化され提示している。また、入学式での学長の式辞、オリエンテーション、「大学案内」「学生ハンドブック」及びホームページなどさまざまな機会・媒体を通じて、在学生、教職員、卒業生及び産業界などの学内外へ周知している。

関連法令を遵守し、使命・目的を具現化するために三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に基づき、教育と福祉の学問領域を融合させ教育福祉学部を設置し、全人格的な指導者の育成を志向する大学として特色のある教育を実施している。また、子どもを取巻く新たな社会潮流・変化に対応するために、スポーツ教育学科の開設をはじめ運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」の策定など多様な取組みを行っている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

教育目的を踏まえた三つのポリシーを明確に示し、多様な入学試験は公正かつ妥当な方法により適切に行われている。一方で、収容定員が全学科において未充足であることから入学者の確保が期待される。

教育課程は教育目的に基づき体系的に編成され、成績評価はGPA(Grade Point Average)制度により厳格に実施されている。また、「学修の記録」を活用し、キャリア教育のための支援体制を整備しており、FD(Faculty Development)活動においても「授業評価アンケート」や公開授業などを組織的に実施して、教育力の向上を図っている。

学生生活に関するアンケート調査や意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」などにより学生の意見をくみ上げ、充実した学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を整備している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の管理については、学則及び関連規則に基づき運営体制が整備されている。「理事会業務委任規則」には、学長が適切なリーダーシップを図れるよう具体的な職務が明示されている。学長が自身のリーダーシップのもとに「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題を横断的に協議・調整するなど教学組織の規則を整備し、権限と責任を明確にして機能性を確保している。理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」を定例で行い、法人と大学との意思統一の場として機能している。

4 か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」により経営の健全化に努めており、法令に基づき適正な会計処理と厳正な監査を実施している。財務状況では法人全体としては支出超過であるが、大学部門では収入と支出のバランスがとれており、安定した財務基盤の確立に取り組んでいる。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するために、自ら点検及び評価を行うことを学則に定めて自己点検・評価委員会を設置し、報告書を定期的に作成して全教職員に配付するとともにホームページ上で公開している。また、情報の収集は法人本部事務局総合企画部 IR(Institutional Research)室及び大学事務室総合企画部総合企画課が中心となり、各部署が収集・分析した情報や各委員会が実施したアンケートを自己点検・評価委員会で更に精査することにより公正・透明性が確保されるよう取り組んでいる。

自己点検・評価の結果から洗い出された課題は、関係部署や各委員会で検討され再評価を受けるなど PDCA サイクルを回すことに努め、大学運営の向上・発展を目指している。

総じて、18 歳人口の減少とともに特に地方大学を取巻く環境が大変厳しい状況にある中、学部の改組や教職協働による教育プログラムの特色化、学生募集施策の改善など大学改革への不断の努力が見受けられる。今後、中期経営計画と財政計画で掲げた目標を速やかに達成するよう、全学をあげての継続した取り組みを期待する。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.教育と福祉の統合・融合」「基準 B.地域連携・貢献」「基準 C.実践力・人間力の育成」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的は、学則第 1 条の中に具体的かつ明確に定め、学則や「学生ハンドブック」において提示している。

また、大学の使命・目的を基本方針として、子ども学科では「教育、保育及び福祉」、スポーツ学科では「保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育」に関して高度な専

門性を有する人材の育成をすることをそれぞれの学科目的として平易で簡潔に文章化している。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的を具現化するために、学科ごとに定めた三つのポリシーに基づき、教育と福祉の学問領域を融合させ教育福祉学部を設置し、全人格的な指導者の育成を志向する大学として特色のある教育を実施している。

大学の目的は、教育基本法及び学校教育法に基づいて大学学則第 1 章総則第 1 条に定められており、関連法令を遵守し、その理念に沿ったものとなっている。

子どもを取巻く新たな社会潮流・変化に対応するために、スポーツ教育学科の開設をはじめ、運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」の策定などさまざまな取組みを行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神等で示された使命や目的は、大学設置のための調書を作成する過程や申請手続きを通じて役員や教職員の理解が深められている。また、在学生や教職員、卒業生、産業界等学内外へは、「大学案内」「学生ハンドブック」「広報誌」などさまざまな機会や印刷物等により周知に努めている。

平成 26(2014)年度に策定した「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や連携する近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映している。

また、大学の三つのポリシーをもとに、教育研究及び管理運営の全学的な組織体制を整備し、学生の学修や多様な活動を支援する機関として四つの独立したセンターを併設して、

学生が主体的に学究する教育環境を整えている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

学科ごとにアドミッションポリシーが策定され、「大学案内」や募集要項、ホームページ等に示されている。これらは、高校教員対象入試説明会やオープンキャンパス、滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座、高校訪問等の機会を通して周知している。

学科ごとの教育目的を視座に置いた多様な入学試験を実施しており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜が「入学センター規程」に基づき、公正かつ妥当な方法により適切に実施されている。そのことは、入学後の学生の成績調査において入試制度によって成績に偏りが無いことでも確認されている。

平成 26(2014)年度に新設されたスポーツ教育学科では、入学定員の確保に苦戦しているものの入学者数は増加傾向にあり、子ども学科を含めた大学全体における収容定員については、概ね確保されている。

### 【参考意見】

○スポーツ教育学科の収容定員充足率は未充足であり、更なる入学定員確保に向けた努力が望まれる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

学則に規定されている各学科の教育目的に基づき、ディプロマポリシーとカリキュラム

ポリシーが明確にされ、シラバスに明記されている。教育課程はそれらに基づき体系的に編成されている。各学生の実情に応じた適切な科目履修を図るために GPA に応じたキャップ制を導入し、学外実習参加要件にも有効に活用している。

特色ある授業として、子ども学科では大学祭で開催される「わくわくフェスタ」の企画・運営等を通して、1・2年次から実践的な経験を踏ませ、大学での学びとの相関や専門職就職への意識付け等を図っている。スポーツ教育学科では、高等学校での体育祭や小学校での親子スポーツ活動等、地域社会におけるさまざまなスポーツ活動の運営・実践への参加を通じて、スポーツ指導の計画立案力、運営・指導力の獲得を目指している。

今後のカリキュラム改善のため、学科会議や教養教育専門委員会、実習小委員会においてカリキュラムマップを作成し、体系的・系統的な科目配置を検討している。

#### 【優れた点】

○GPAの数値に連動したキャップ制を導入することにより学修効果を高め、単位制度の実質を担保している点は高く評価できる。

#### 【参考意見】

○カリキュラムポリシーをより明確にする観点から、学科ごとのカリキュラムポリシー策定に期待したい。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教務課、進路支援課、就職支援課を中心に学生への学修及び授業支援の実施体制を構築し、教員と職員が連携して運営している。オフィスアワー制度を全学的に実施し、SA(Student Assistant)を授業に活用している。

1・2年次の基礎学力養成講座、3・4年次の面接・討論、小論文対策などの学内講座を教員と職員が連携して計画し、学生の目標実現に向けて継続的に支援を行っている。全学生が目標実現のための4年間のスケジュールや学修内容などを「学修の記録」に記述し、クラス・ゼミ担当教員が助言する仕組みは、学生一人ひとりの学修意欲や行動を維持・発展させる取組みとして評価できる。休学中の学生に対しては、クラス・ゼミ担当教員による面談を実施し、復学のための指導を行うなど、学修支援体制を整備している。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

学則及び「授業科目履修及び試験等に関する規程」に試験や成績評価など、個々の単位認定、卒業認定要件の基準に関する規則を定め、「学生ハンドブック」に明示し、履修オリエンテーションなどで学生に周知している。シラバスには各科目の成績評価方法に加え、必要な予習・復習課題及び時間を明示し、単位制度の浸透に努めている。

成績評価はGPA制度によって厳正に行われている。評価方法の改善として平成26(2014)年度から再試験を廃止した。授業への姿勢、試験に取り組む意欲、学修時間等の改善が期待できるが、資格取得に影響する懸念もあるので、今後の慎重な運営に期待したい。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

進路支援課や教職支援課等を設置し、インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備するとともに、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

教養教育の必修科目として、2年次に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を置き、キャリアの形成に必要な基本知識を学び、就職に対する自己啓発を図っている。また、「学修の記録」をもとにした教員との個人面談を通して進路等の相談・助言を行う指導体制が整っている。教育ボランティア体験や福祉ボランティア体験を教育実習・保育実習を履修する前提条件の一つとし、学生は、これらの体験を通して現場を臨的に認識することができるようになっている。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

**2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発**

**2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック**

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況は、学生の進路状況や免許状・資格の取得状況、就職先の企業アンケート等の実施により点検が行われ、結果について「進路・就職支援センター企画運営委員会」等で議論を重ねている。これらの議論を行うことにより、データの蓄積と整理が図



られている。

「授業評価アンケート」の結果については、教員に返却された後、教員個々が担当科目ごとにコメントを加え、学内イントラネットを通じて学生に公開し、授業内容や指導方法の改善にフィードバックする一連の取組みが行われている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生生活の安定のため奨学金など学生に対する経済的な支援や、学生の課外活動への支援を適切に行っている。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

学生生活に関するアンケート調査の実施、意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」の開催など多様な方法により、学生生活全般に関する学生からの意見・要望などをくみ上げるシステムを適切に整備し、絶えず改善がなされている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

#### 【理由】

大学設置基準上必要な専任教員数の基準を満たしている。教員の資格・昇任審査は、「びわこ学院大学教員選考規程」「教員選考運用内規」「教員人事に関する内規」に基づき、適切に実施している。

教員評価については、「教員評価実施要項」を制定し、研究、教育、学内貢献、社会貢献の4項目について学長が各教員の総合評価を5段階で行い、所感を記入して評価結果を教員に通知している。また、FD研修会や公開授業、授業評価アンケートなどを実施し、教員の資質・能力向上のための組織的な取組みとしている。

教養教育のあり方や体系的な位置付け、実施体制などを考察するための組織として、「教養教育専門委員会」を設置し、カリキュラムマップを作成している。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

教育目的の達成のため、校地、校舎、図書館等の施設設備を整備している。キャンパス全体をバリアフリー化し、車椅子に座ったままで利用できる環境を整えている。

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、くみ上げた意見は、施設・設備の改善に反映している。

図書館は、教育や福祉の専門書、特に、教科教育関係の図書などを整えている。また、開館時間を 9 時から 21 時までとし、地域にも開放している。

実習、演習の科目は、多数の履修登録があった場合、少人数にクラスを分割している。少人数のクラス分けにより、きめ細かい指導を可能にしている。

## 基準 3. 経営・管理と財務

### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 【理由】

学校法人の経営理念として「教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする」と寄附行為の中に明記しており、理事会又は教授会等の審議をもとに大学の使命や目的達成に向けて、教職員が緊密に連携して協力し合いながら戦略的かつ継続的な取組みを続けている。

寄附行為、学則及び諸規則等の大学経営に係る基本的事項は、学校教育法や私立学校法

など大学の設置運営に関する法令に準拠し、教育研究機関として必要とするセクシュアルハラスメントや個人情報保護、危機管理、公益通報に関する諸規則を定めている。また、教育及び財務の情報はホームページで公開され、法人の事務室に一連の調書を常備して閲覧できるようにしている。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、最高意思決定機関として明確に位置付けられている。理事、監事及び評議員の構成は適正で会議への出席率は高く、職務を的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性を確保している。

また、監事 2 人の内 1 人は公認会計士の資格を持ち、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

「理事会業務委任規則」において、学長の具体的な職務を明示し、適切なリーダーシップが図れるよう権限と責任を明確にしている。また、専任教員で構成する教授会と下部機関として 15 の検討委員会を組織して、教学組織全てに規則を整備し、意思決定組織の機能性を確保している。

学長は、自身のリーダーシップのもとに学務を実行するため、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整している。また、学校教育法の一部改正に伴い教授会の審議事項の見直しを含む学則の改正を行い、適正に運営している。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

学長が理事会の理事と評議員を兼務しており、管理部門と教学部門との連携が図られている。意思決定は法人理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」が毎週 1 回定例で行われ、法人と大学との意思統一の場として機能している。

監事の選任は寄附行為に基づいて行われ、理事会へも監事 2 人の内どちらか一方が必ず出席し、監査報告書を作成している。また、評議員の選任は寄附行為に基づいて行われ、評議員会への出席状況は良く、適切に運営している。

理事長及び学長は、既定の会議、研修会及び日常的な面談など多様な機会を通じて教職員との意思疎通を図り、イントラネットによる専用サイトにより情報を共有して円滑な運営に努めている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

組織に関する諸規則にのっとり事務体制を構築し、専任職員を適切に配置することで、権限の分散と責任の明確化が図られ、法人の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための業務執行体制を確保している。

また、事務局長と総務部長は企画運営会議に、関係課長は各委員会に出席するなど、事務職員が教学部門へ参画し、業務執行の管理体制は適切に機能している。

職員の資質・能力向上については、SD(Staff Development)研修会の開催、学外研修への参加の勧奨、朝礼時のモーニングスピーチの実施など、組織として積極的に取り組んでいる。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度までの 4 か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」において、安定した財務基盤の構築のための数値目標を掲げて、経営の健全化に努めている。

平成 26(2014)年度の帰属収支差額は、法人全体では支出超過であるが、大学単独では収入超過となっており、収入と支出のバランスのとれた安定した財務基盤となっている。

**【参考意見】**

○大学の安定した運営を継続するために、法人全体では平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度の過去 5 年間の内 4 年間で帰属収支差額が支出超過となっている点について、その解消に向けた検討が望まれる。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

学校法人会計基準に基づき、「学校法人滋賀学園経理規程」「学校法人滋賀学園経理規程施行細則」「学校法人滋賀学園固定資産および物品管理規程」等の諸規則を整備し、これらに基づいて会計処理を適正に実施している。

会計監査は独立監査人により、元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合などが定期的に行われている。また、監事は財産内容等を監査し、理事会及び評議員会で報告している。

独立監査人と監事は意見交換などを通して、監査機能の強化に取り組んでいる。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

「びわこ学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて適切な実施体制を整え、自己点検・評価業務を自主的・自律的に実施している。また、「びわこ学院大学及びびわこ学院大学短期大学部認証評価連絡会議」を設置し、認証評価にも対応している。

平成 21(2009)年度の開学時より自己点検・評価委員会を設けて自己点検・評価に取り組み、自己点検・評価報告書については、完成年次の平成 24(2012)年度に 1 回目、平成 25(2013)年度にその改善と対応策を明らかにした 2 回目を作成しており、周期等も適切に実施している。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価に当たっては、既存の統計資料やアンケート調査をもとに検証を加えることで、エビデンスの公正・透明性を確保している。

情報の収集は、法人本部事務局総合企画部 IR 室及び大学事務室総合企画部総合企画課が中心となって実施している。

自己点検・評価報告書は全教職員に配付するとともに、「平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書」をホームページに掲載して社会への公表が行われている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

大学運営の改善・向上を目指し、平成 24(2012)年度及び平成 25(2013)年度に作成した自己点検・評価報告書の「改善・向上方策（将来計画）」に対して、「改善・向上事項への対応と評価」を取りまとめ、全学をあげて取り組み、経過を公表している。

その上で、今後、より機能性を確保するために、法人が策定した中期経営計画の戦略的

な推進に向けて策定している「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部中期目標・中期計画」を軸とした PDCA サイクルの仕組みの検討を進めている。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 教育と福祉の統合・融合

#### A-1 教育と福祉の統合・融合

- A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究
- A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習
- A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

#### 【概評】

「不登校」「いじめ」「児童虐待」「家庭内暴力」「ニート」など、現在の子どもをめぐる諸問題は、教育と福祉の視点からその改善の手立てを模索することが必要であり、これらの解決の方向性を探ることを主題とする「教育福祉学」や「子ども学総論」を必修科目としている。

教員免許状更新講習では、教育系、福祉系の各教員の専門性を生かし、特に選択講習では、福祉的領域からの教育事象へのアプローチを主題とする独自性の高い科目として「教育と福祉」を解説し、①災害に学ぶ②教育と福祉の統合③性教育—の3点をテーマとして設定した。

大学の個性・特色である「教育と福祉の融合」に関し、「なぜ・いま教育福祉学を学ぶことが必要なのか」をテーマとする教員・学生参加型のシンポジウムを学内で開催し、その課題や意義など理解を深めている。今後も学部の理念に基づき、教育と福祉が融合・統合した見識を有する人材の育成と教育福祉学の構築を目指して、地域に根差した幅広い教育・研究活動に期待したい。

### 基準 B. 地域連携・貢献

#### B-1 地域連携・貢献

- B-1-① 各種審議会、委員会への参画
- B-1-② 地域課題に関する講師派遣
- B-1-③ 地域関連講座と授業
- B-1-④ 学生の地域貢献活動

#### 【概評】

外部連携研究センターを窓口として、地域の問題解決に向けて各種審議会、委員会への参画、講師派遣を行っている。

地域関連講座には、高校から大学への「学びの接続」「キャリア学修」のための大学連続講座、高校生の「キャリア形成支援事業」の一環として幼稚園・保育分野、スポーツ教育

分野の講義・体験活動がある。あらかじめ高校生向けの特別な講義を準備して、要請に基づいて出張授業を行うプレカレッジと呼ばれる仕組みがあり実施されている。地域を対象とした公開講座が複数開講されており、毎週木曜日には実習棟のピエタス館において「東近江市キラキラおっぱい塾」が開催される。学生はこの活動にボランティアとして参加して活動を支えるとともに、子育ての実践を学ぶ良い機会になっている。

学生の地域貢献活動には、ボランティアサークルやクラブによる障がい児サポート、幼稚園・学童における演奏活動等がある。また、「スポーツ教育学基礎演習Ⅰ」では、複数の外部団体と連携して、地域から学び、地域に貢献する活動を実践している。

## 基準C. 実践力・人間力の育成

### C-1 実践力・人間力の育成

- C-1-① 「わくわくフェスタ」及び「BGU 運動会」の取り組み
- C-1-② 教育ボランティア
- C-1-③ 国際交流

#### 【概評】

乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象に、「遊び」をテーマとして「わくわくフェスタ」を開催している。講義や演習で学んだ内容を保育・教育の実践に生かす機会として位置付け、保育・教育における学生の実践力、人間力の向上に加え、大学と地域の人々との交流の場として大きな成果を挙げている。

また、子どもと関わりを持つ実務経験の場として、1年次生の段階から教育ボランティアを奨励しており、事前指導、参加報告書の提出、教育ボランティア省察会への参加を経て単位認定を行っている。

海外の学校との間に築いた友好協力協定に基づき、中国、ネパールからの留学生、教員を受入れ、学生が多様な異文化間交流を学ぶ機会になるとともに、地元滋賀県に対する地域貢献事業としても展開している。



